

<p>読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>【国内基準】 （基本的項目） 第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会 員資本（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額（剰余金の 配当の予定額をいう。第十二条第一項において同じ。）及び次条第 一項第五号に掲げるものを除く。）の額から次の各号に掲げる額を 控除したものとす。</p>	<p>（基本的項目） 第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会 員資本（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額（剰余金の 配当の予定額をいう。第十二条第一項において同じ。）及び次条第 一項第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（ 財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券 評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金を いう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に 係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純 資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合に あつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッ ジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価さ れているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益 に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合 計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除 したものとす。</p>

一〇四 (略)
2 (略)

(基本的項目)

第十二条 第十条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は
会員資本（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、
外部流出予定額及び次条第一項第五号に掲げるものを除く。）、新
株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株
主資本に計上している次条第一項第五号に掲げるものの額に相当す
る額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものと
する。

一〇六 (略)
2 (略)

一〇四 (略)
2 (略)

(基本的項目)

第十二条 第十条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は
会員資本（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、
外部流出予定額及び次条第一項第五号に掲げるものを除く。）、そ
の他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第
一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当
該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適
用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金
及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計
額をいうものとする。）、新株予約権及び連結子法人等の少数株主
持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第五
号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号
に掲げる額を控除したものとす。

一〇六 (略)
2 (略)